

改正 昭和42年3月17日規則第10号 昭和44年4月1日規則第31号 昭和44年7月15日規則第57号 昭和45年5月8日規則第46号  
 昭和47年6月1日規則第48号 昭和49年1月8日規則第2号 昭和51年1月13日規則第4号 昭和52年3月25日規則第20号  
 昭和54年7月27日規則第89号 昭和58年6月11日規則第49号 昭和59年9月28日規則第75号 昭和63年3月24日規則第6号  
 平成3年12月3日規則第55号 平成6年9月30日規則第64号 平成12年3月31日規則第76号 平成13年3月30日規則第70号  
 平成13年9月28日規則第95号 平成14年3月29日規則第12号 平成15年2月18日規則第4号 平成20年3月31日規則第38号  
 平成25年8月5日規則第33号 平成28年4月28日規則第32号

兵庫県漁業調整規則をここに公布する。  
 兵庫県漁業調整規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 漁業の許可（第7条—第33条）
- 第3章 水産資源の保護培養及び漁業の取締り等（第34条—第55条）
- 第4章 罰則（第56条—第58条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号）、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）その他漁業に関する法令とあいまって、水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規則は、漁業法第84条第1項に規定する海面に適用する。

（県内に住所を有しない者の申請又は届出）

第3条 次に掲げる漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとする者のうち、県内に住所を有しない者は、その者の住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えて、申請又は届出をしなければならない。

- (1) 中型まき網漁業
- (2) 小型機船底びき網漁業
- (3) 瀬戸内海機船船びき網漁業
- (4) 小型いかつり漁業（第7条第17号に規定する小型いかつり漁業をいう。）

全部改正〔平成12年規則76号〕、一部改正〔平成20年規則38号〕

（代表者の届出）

第4条 漁業法第5条第1項の規定による代表者の届出は、様式第1号によるものとする。

（漁業権等に関する申請書の様式）

第5条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 漁業法第8条第6項の規定による認可の申請書 様式第2号
- (2) 漁業法第10条の規定による免許の申請書 様式第3号

一部改正〔平成13年規則70号〕

（小型機船底びき網漁業の地方名称）

第6条 小型機船底びき網漁業取締規則（昭和27年農林省令第6号）第1条第1項に規定する小型機船底びき網漁業で、次の表の左欄に掲げるものの同条第2項の規定により知事が指定する地方名称は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。

小型機船底びき網漁業の種類	地方名称
手繰第1種漁業	機船手繰網漁業 二本網こぎ網漁業 いか巣びき網漁業 雑魚びき網漁業 沖廻手繰網漁業 夜手繰網漁業
手繰第2種漁業	こぎ網漁業 えびこぎ網漁業 こつくり網漁業 だろこぎ網漁業 いかなごばち網漁業 漁業たこびき網漁業 かきこぎ網漁業 なまここぎ網漁業 ちんこぎ網漁業 自家用餌料びき網漁業
手繰第3種漁業	貝けた網漁業 石こぎ網漁業 えびけた網漁業 そろばんこぎ網漁業 まんが漁業
その他の小型機船底びき網漁業	板びき網漁業

一部改正〔昭和44年規則31号・52年20号・63年6号〕

## 第2章 漁業の許可

### (漁業の許可)

- 第7条 次の各号に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号から第14号まで、第16号及び第17号に掲げる漁業の方法（第11号に掲げるものにあつては、船舶を使用するものに限る。）による漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、第11号及び第15号に掲げる漁業の方法（第11号に掲げるものにあつては、船舶を使用するものを除く。）による漁業にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第7号、第9号、第13号及び第15号に規定する漁業にあつては、漁業法第8条第1項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。
- (1) 小型まき網（総トン数5トン未満の船舶を使用するものに限る。）（当該漁業の方法による漁業を「小型まき網漁業」という。以下同じ。）
  - (2) はなつぎ網（当該漁業の方法による漁業を「はなつぎ網漁業」という。）
  - (3) 機船船びき網（瀬戸内海（漁業法第110条第2項に規定する瀬戸内海をいう。以下同じ。）においては、総トン数5トン未満の動力漁船を使用するものに限る。）（当該漁業の方法による漁業を「機船船びき網漁業」という。以下同じ。）
  - (4) 五智網（当該漁業の方法による漁業を「五智網漁業」という。）
  - (5) 敷網（いかなご込瀬網、張網及び八田網を含み、次号に掲げる漁業の方法を除く。）（当該漁業の方法による漁業を「敷網漁業」という。以下同じ。）
  - (6) 棒受網（当該漁業の方法による漁業を「棒受網漁業」という。以下同じ。）
  - (7) 刺網（建干網を含む。）（当該漁業の方法による漁業を「刺網漁業」という。）
  - (8) ひきなわ（瀬戸内海において動力漁船を使用するものに限る。）（当該漁業の方法による漁業を「ひきなわ漁業」という。）
  - (9) たこつぼ（当該漁業の方法による漁業を「たこつぼ漁業」という。）
  - (10) まきえつり（瀬戸内海においてするものに限る。）（当該漁業の方法による漁業を「まきえつり漁業」という。）
  - (11) 潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。）（当該漁業の方法による漁業を「潜水器漁業」という。）
  - (12) 文鎮こぎ（当該漁業の方法による漁業を「文鎮こぎ漁業」という。以下同じ。）
  - (13) せん（日本海において総トン数10トン以上の動力漁船を使用せずわいがにを採捕することを目的とするもの及び第9号に掲げるものを除く。）（当該漁業の方法による漁業を「せん漁業」という。）
  - (14) しいらづけ（当該漁業の方法による漁業を「しいらづけ漁業」という。）
  - (15) 小型定置網（当該漁業の方法による漁業を「小型定置網漁業」という。）
  - (16) 地びき網（当該漁業の方法による漁業を「地びき網漁業」という。以下同じ。）
  - (17) 小型いかつり（日本海において総トン数5トン以上30トン未満の船舶を使用するものに限る。）（当該漁業の方法による漁業を「小型いかつり漁業」という。以下同じ。）

全部改正〔平成20年規則38号〕

### (許可の申請)

- 第8条 漁業法第66条第1項の規定及び前条の規定による漁業の許可（以下「漁業の許可」という。）を受けようとする者は、漁業法第66条第1項の規定による漁業及び前条第1号から第14号まで、第16号及び第17号に規定する漁業（第11号に規定するものにあつては、船舶を使用するものに限る。以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。）にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、第11号及び第15号に規定する漁業（第11号に規定するものにあつては、船舶を使用するものを除く。以下「その他の漁業」という。）にあつては当該漁業ごとに様式第4号（小型機船底びき網漁業にあつては様式第4号の2）による申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 第25条の規定により定数が定められた漁業（以下「定数漁業」という。）に係る前項の許可の申請は、知事が定める期間中にしなければならない。ただし、第22条第1項、第27条及び第28条第1項の規定に係る申請については、この限りでない。
  - 3 知事は、前項の期間を定めたときは、これを告示する。
  - 4 前項の告示に係る許可の申請をした者がその後に死亡し、合併により解散し、又は分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可の申請をした者の地位を承継する。
  - 5 前項の規定により許可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。
  - 6 知事は、第1項の申請書のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を命ずることがある。

一部改正〔昭和51年規則4号・平成13年70号・20年38号〕

### (許可の有効期間)

- 第9条 漁業の許可の有効期間は、3年とする。ただし、第27条又は第28条第1項の規定によって許可した場合

には、従前の許可の残存期間とする。

2 同一の定数漁業についての前項の許可の有効期間は、同一の期日に満了するように定めるものとする。

3 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、関係海区漁業調整委員会の意見をきいて、第1項の許可の有効期間より短い期間を定めることがある。

(許可証の交付)

第10条 知事は、漁業の許可をしたときは、その申請者に様式第5号（小型機船底びき網漁業にあっては様式第5号の2）の許可証を交付する。

(許可証の携帯義務)

第11条 漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

2 許可証の書換え申請その他の理由により、許可証を行政庁に提出中である者が当該許可に係る漁業を操業するときは、前項の規定にかかわらず、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させればよい。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項の許可証の写しを返納しなければならない。

一部改正〔平成12年規則76号〕

(許可証の譲渡等の禁止)

第12条 漁業の許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可番号の表示)

第13条 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、船舶の船橋又は船首の両側の外部その他最も見易い場所に、様式第6号により許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかに前項の規定によりした表示を消さなければならない。

(許可等の制限又は条件)

第14条 知事は、漁業調整上又は水産資源の保護培養上必要があるときは、漁業の許可又は起業の認可をするに当たり、当該許可又は起業の認可に制限又は条件を付することがある。

(許可の内容に違反する操業の禁止)

第15条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容（船舶ごとに許可を要する漁業にあっては漁業種類（当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものをいう。以下同じ。）、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域及び操業期間をいい、その他の漁業にあっては漁業種類、操業区域及び操業期間をいう。以下同じ。）に違反して当該漁業を営んではならない。

(許可の内容の変更の許可)

第16条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者は、漁業の許可の内容を変更しようとするときは、様式第7号による申請書を提出して、知事の許可を受けなければならない。

2 第8条第6項の規定は、前項の場合に準用する。

(許可証の書換え交付の申請)

第17条 漁業の許可を受けた者は、許可証の記載事項（漁業種類、操業区域及び操業期間に係るものを除く。）に変更を生じたときは、すみやかに（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものには、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき）様式第8号による申請書により、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第18条 漁業の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は損傷したときは、すみやかに様式第8号の2による申請書により、知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第19条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

(1) 第16条の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。

(2) 第17条の規定による書換え交付の申請又は前条の規定による再交付の申請があったとき。

(3) 第29条第2項の規定による届出があったとき。

(4) 第32条第1項の規定により漁業の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付したとき。

(許可証の返納)

第20条 漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかにその許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付（許可証の亡失による場合を除く。）を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人、合併によって設立した法人又は清算人が、前2項に規定する手続をしなければならない。

(起業の認可)

第21条 漁業の許可を受けようとする者であって現に主たる船舶、又は主たる漁具を使用する権利を有しないも

のは、船舶の建造に着手する前又は船舶若しくは漁具を譲り受け、若しくは借り受け、その返還を受け、その他船舶若しくは漁具を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

2 前項の認可を受けようとする者は、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに様式第4号による申請書を知事に提出しなければならない。

3 第8条第2項から第6項までの規定は、第1項の認可の申請に準用する。

第22条 知事は、起業の認可を受けた者がその起業の認可に基づいて漁業の許可の申請をした場合において、当該申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、漁業の許可をするものとする。

2 起業の認可を受けた者が認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しない場合には、起業の認可は、その期間の満了の日にその効力を失う。

(許可等をしない場合)

第23条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、漁業の許可又は起業の認可をしない。

(1) 申請者が次条に規定する適格性を有する者でない場合

(2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

(3) 漁業調整上又は水産資源の保護培養上必要があると認める場合

2 知事は、前項第1号又は第2号の規定により漁業の許可又は起業の認可をしないときは、あらかじめ、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 知事は、第1項第3号の規定により漁業の許可又は起業の認可をしないときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

一部改正〔平成6年規則64号〕

(許可等についての適格性)

第24条 漁業の許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。

(2) 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。

(許可等の定数)

第25条 知事は、水産資源の保護培養上又は漁業取締りその他漁業調整上必要があると認めるときは、第7条各号に規定する漁業につき及び漁業法第66条第1項に掲げる漁業のうち同条第3項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められた漁業以外の漁業につき、漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度(以下「定数」という。)を定めることがある。

2 知事は、定数を定める場合には、あらかじめ関係海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。

3 漁業法第66条第3項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められたときは、当該隻数の最高限度は、第1項の規定により知事が定めた定数とみなす。

4 知事は、定数(前項の規定により知事が定めたとみなされる定数を除く。)を定めたときは、これを告示する。

5 第2項及び前項の規定は、第1項の規定により定めた定数を変更する場合に準用する。

一部改正〔平成20年規則38号〕

(許可等の基準)

第26条 定数漁業に係る漁業の許可又は起業の認可の申請が定数をこえる場合には、知事は、少なくとも次に掲げる事項を勘案して、漁業ごとに漁業の許可又は起業の認可の基準を定め、これに従って漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

(1) 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図ること。

(2) 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図ること。

2 知事は、定数漁業に係る漁業の許可又は起業の認可の申請をすべて認めるとすれば当該漁業の定数をこえることとなる場合において、その申請のうち現に当該漁業の許可又は起業の認可を受けている者(当該漁業の許可の有効期間の満了日が第8条第3項(第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定により告示した許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあつては、当該許可の有効期間の満了日において当該漁業の許可又は起業の認可を受けていた者)が当該漁業の許可の有効期間(起業の認可を受けており、又は受けていた者にあつては、当該起業の認可に係る漁業の許可の有効期間)の満了日の到来のため改めてした申請(船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、当該漁業の許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶又はその代船であつてその総トン数及び馬力数が当該漁業の許可又は起業の認可に係る船舶の総トン数及び馬力数をこえないものについてした申請に限る。)があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対して、他の申請に優先して許可又は起業の認可をするものとする。

3 知事は、前項の規定により漁業の許可又は起業の認可をすれば定数をこえることとなる場合には、前項の規定にかかわらず、少なくとも次に掲げる事項を勘案して、漁業の許可又は起業の認可の基準を定め、これに従って漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

(1) 当該漁業の操業状況

(2) 各申請者が当該漁業に依存する程度

(3) 船舶ごとに許可を要する漁業にあっては、前項の規定により許可又は起業の認可をする申請に係る船舶の申請者別隻数

4 知事は、第1項又は前項の基準を定める場合には、あらかじめ関係海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。

(許可等の特例)

第27条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業については、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申請の内容が従前の漁業の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第23条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

(1) 漁業の許可を受けた者がその許可の有効期間中にその許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合

(2) 漁業の許可を受けた者がその許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため滅失又は沈没の日から6箇月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合

第28条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業の許可を受けた者からその許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の理由により当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者が、当該船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請した場合において、その申請が次の各号のいずれかの場合に該当し、かつ、その申請の内容が従前の許可に係る漁業の許可内容と同一であるときは、第23条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

(1) 漁業の許可を受けた者が当該漁業の経営の安定又は合理化を図るため、その経営組織を変更して、他の漁業者若しくは漁業従事者と共同して当該漁業を営む場合又はその者若しくはその者の当該漁業に従事する者を主たる構成員若しくは社員とする法人として当該漁業を営む場合その他これらに準ずる場合

(2) 漁業の許可を受けた者がその許可に係る船舶の合計総トン数が別に定めて告示する規模に達しない場合において、その規模に達するため、他の船舶を併せ使用しようとするとき。

(3) その許可又は起業の認可を申請した者が水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため緊急に転換を図る必要があると認められる漁業であって別に定めて告示するものを営み、若しくはこれに従事する者又はこれらを主たる構成員若しくは社員とする法人である場合

(4) 当該漁業の従事者が自立して当該漁業を営もうとする場合

2 知事は、前項第2号又は第3号の規定する規模又は漁業を定めるときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。これを変更するときも、同様とする。

一部改正〔平成13年規則70号〕

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第29条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該漁業の許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、これを証する書面を添えて、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成13年規則70号〕

(許可等の取消し)

第30条 知事は、漁業の許可又は起業の認可を受けた者が第24条に規定する適格性を有する者でなくなったときは、その漁業の許可又は起業の認可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定による漁業の許可又は起業の認可の取消しをするときは、あらかじめ、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

一部改正〔平成6年規則64号〕

第31条 知事は、漁業の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、その許可を取り消すことがある。

2 漁業の許可を受けた者の責めに帰すべき理由による場合を除き、次条第1項若しくは第47条第1項の規定に基づく処分又は漁業法第67条第1項の規定に基づく指示、同条第11項の規定に基づく命令、同法第68条第1項の規定に基づく指示若しくは同条第4項において準用する同法第67条第11項の規定に基づく命令により操業を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 前条第2項の規定は、第1項の規定による漁業の許可の取消しをする場合に準用する。

4 漁業の許可を受けた者は、1漁業時期以上休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

5 漁業の許可を受けた者は、前項の規定により休業中の漁業につき就業しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成6年規則64号・12年76号・13年95号〕

(漁業調整等のための許可等の変更、操業停止等)

第32条 知事は、水産資源の保護培養その他漁業調整のため必要があると認めるときは、漁業の許可若しくは起業の認可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付し、若しくは取り消し、又は操業を停止させることがある。

2 漁業の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。

3 前項の規定による処分は、同項の規定に違反した者に係る漁業の全部の許可について行うことがある。

4 知事は、第1項又は第2項の規定による漁業の許可若しくは起業の認可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は操業の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。

5 第30条第2項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分をする場合に準用する。

一部改正〔平成6年規則64号〕

(許可等の失効)

第33条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、第29条第1項の規定に基づき承継する場合を除き、その許可又は起業の認可は、その効力を失う。

2 漁業の許可を受けた者が当該漁業を廃止したときは、その許可は、その効力を失う。

3 船舶ごとに許可を要する漁業の許可又は起業の認可は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

(1) 漁業の許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止したとき。

(2) 漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

(3) 漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、又は返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

### 第3章 水産資源の保護培養及び漁業の取締り等

(有害物の遺棄、漏せつの禁止)

第34条 何人も、水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることがある。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の適用を受ける者については、適用しない。

一部改正〔昭和47年規則48号〕

(保護水面における採捕の制限)

第34条の2 何人も、昭和42年農林省告示第232号、昭和47年農林省告示第307号及び昭和59年農林水産省告示第1538号により指定された保護水面の区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

全部改正〔昭和47年規則48号〕、一部改正〔昭和59年規則75号〕

(稚魚育成漁場における採捕の制限)

第34条の3 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

(1) 次に掲げるア、イ、エ、ウ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点1（淡路市育波字塩焼585番地の2に知事が建設した標柱の位置）から310度（真方位をいう。以下「何度」という場合において同じ。）500メートルの点

イ アから310度350メートルの点

ウ 基点2（淡路市斗ノ内字大谷430番4に知事が建設した標柱の位置）から310度1,000メートルの点

エ ウから310度400メートルの点

(2) 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯34度40分27秒東経134度54分37秒の点（旧江井島港西防波堤灯台中心点）から160度1,000メートルの点

イ アから213度150メートルの点

ウ イから123度600メートルの点

エ ウから33度150メートルの点

(3) 次に掲げるア、イ、エ、ウ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点3（南あわじ市阿那賀志知川181番地の2 県道幸右衛門橋左岸橋台に知事が設置した標識の位置）から295度200メートルの点

イ アから295度200メートルの点

ウ 基点4（南あわじ市阿那賀志知川171番地の2 県道護岸に知事が設置した標識の位置）から295度190メートルの点

エ ウから295度200メートルの点

全部改正〔昭和52年規則20号〕、一部改正〔昭和54年規則89号・59年75号・平成20年38号・25年33号〕

(禁止期間)

第35条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、採捕してはならない。  
ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

名称	禁止期間
ぼら(全長20センチメートル以下のものに限る。)	4月1日から8月31日まで (淡路島沿海においては、4月1日から12月31日まで)
あゆ	1月1日から 5月25日まで
いたぼがき	4月1日から 10月31日まで
ばか貝	4月1日から 10月31日まで
うちむらさき	6月1日から 10月31日まで
みるくい	6月1日から 10月31日まで
たいらぎ	6月1日から 10月31日まで
なまこ	5月1日から 10月31日まで

一部改正〔昭和47年規則48号〕

(全長等の制限)

第36条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物で、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものは、採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

名称	大きさ
ぶり(もじゃこ)	全長 15センチメートル以下
うなぎ	全長 20センチメートル以下
まだこ	体重 100グラム以下
あわび	殻長 9センチメートル以下
さざえ	殻蓋の径 2.5センチメートル以下
あさり	殻長 2.5センチメートル以下
はまぐり	殻長 5センチメートル以下
みるくい	殻長 10センチメートル以下
たいらぎ	殻長 20センチメートル以下

一部改正〔昭和47年規則48号〕

第37条 削除〔昭和47年規則48号〕

(漁具、漁法の制限及び禁止)

第38条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

- (1) 発射装置を有するもり及びやす
- (2) 12月1日から翌年5月31日まであなごもんどりを用いてする漁法
- (3) 日没から日出まで岩礁又は築いそにおける魚類を威嚇してする漁法(共同漁業権に基づく寄魚漁業を除く。)
- (4) 水中に電流を通じてする漁法
- (5) 空つりこぎ(文鎮こぎを除く。)
- (6) すまるを用いてする投げかけ漁法

一部改正〔昭和47年規則48号〕

第39条 次の表の左欄に掲げる漁業により水産動物を採捕する場合にあっては、その漁具は、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲内でなければならない。

名称	漁具の範囲
小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業及び手繰第2種漁業	同時に使用する網の数 2帖以下
小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業	同時に使用する桁網の数 5丁以下
文鎮こぎ漁業	けた又ははりの長さ 6メートル以下 すまるの数 40箇以下

一部改正〔平成20年規則38号〕

(禁止区域等)

第40条 次の表の左欄に掲げる漁業は、それぞれ同表の右欄に掲げる区域内においては、操業してはならない。  
ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

漁業種類	禁止区域
中型まき網漁業のうち縛網漁業及び荒目巾着網漁業	次のア及びイを結ぶ直線、イからウに至る明石市の海岸線、ウ、エ、オ、カ、キ及びクを順次結ぶ5直線並びに淡路市江崎から南あわじ市門崎に至る海岸線によって囲まれた海面 ア 淡路市江崎灯台中心点

	<p>イ 明石市林崎港東防波堤起点（東波止根元）</p> <p>ウ 明石市明石城西やぐらから香川県小豆郡星ヶ城の頂上（方言小豆島のたか）見通線と明石市の海岸線との交差点</p> <p>エ 明石城西やぐらから星ヶ城の頂上見通線と洲本市先山（一名千光寺山）の頂上を淡路市明神鼻の北端に重ねて見通した線との交差点</p> <p>オ 先山の頂上を明神鼻の北端に重ねて見通した線と南あわじ市ダマ山の頂上を同市雁子岬突端に重ねて見通した線との交差点</p> <p>カ ダマ山の頂上を雁子岬突端に重ねて見通した線と淡路市江井崎から徳島県鳴門市大麻山頂上見通線との交差点</p> <p>キ 江井崎から大麻山頂上見通線と南あわじ市門崎突端から星ヶ城の頂上を見通した線との交差点</p> <p>ク 南あわじ市門崎突端</p>
小型機船底びき網漁業	<p>(1) 兵庫県、大阪府界からたつの市岩見、室津界に至る間における最大高潮時海岸線（神戸市神戸港地先にあつては、第1防波堤及び第6防波堤並びに第1防波堤東南端と第6防波堤の基部を結ぶ線）から1,000メートルの距離の線以内の海域</p> <p>(2) 次のカ、キ及びエを順次結んだ2直線以内の海域</p> <p>ア たつの市地ノ唐荷島頂上</p> <p>イ 赤穂市取揚島頂上</p> <p>ウ 赤穂市鷗和と同市福浦との最大高潮時海岸線における境界点</p> <p>エ 岡山県備前市鹿久居島東端</p> <p>オ 岡山県備前市大多府島南端</p> <p>カ オとアを結んだ直線の延長線とたつの市における最大高潮時海岸線との交差点</p> <p>キ ウとイとを結んだ直線の延長線とオとアとを結んだ直線との交差点</p> <p>(3) 姫路市各島しょの周辺最大高潮時海岸線から550メートルの距離の線によって囲まれた海域</p> <p>(4) 淡路島周辺最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線によって囲まれた海域（北緯34度33分56秒東経135度1分5秒の点（淡路市赤崎）から123度の線と同市津田の鼻突端から123度（マイルポスト見通線）の線との間にあつて最大高潮時海岸線から500メートルの距離の線以外の海域においては、2月5日から7月15日までの期間は、手操第2種漁業のうち、いかなごぱっち網漁業を除く。）</p> <p>(5) 南あわじ市沼島周辺最大高潮時海岸線から1,500メートルの距離の線によって囲まれた海域</p> <p>(6) 次のアとウとを結んだ直線とイ、カ、キ、ク、及びオを順次結んだ4直線との間における海域のうち兵庫県の海域</p> <p>ア 洲本市成ヶ島北端</p> <p>イ 洲本市生石鼻突端</p> <p>ウ 大阪府阪南市男里川河口左岸</p> <p>エ 和歌山県和歌山市友ヶ島灯台中心点</p> <p>オ 和歌山県海南市荒崎突端</p> <p>カ イとオとを結んだ直線と洲本市における最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線との交差点</p> <p>キ イから86度の線とエとカを結んだ直線との交差点</p> <p>ク キから174度の線とイとオとを結んだ直線との交差点</p> <p>(7) 次のアとウとを結んだ直線とイとエとを結んだ直線との間における海域のうち兵庫県の海域</p> <p>ア 南あわじ市丸山埼西端</p> <p>イ 南あわじ市釣島鼻突端</p> <p>ウ 徳島県鳴門市瀬方鼻突端</p> <p>エ 徳島県鳴門市中瀬灯標中心点</p>

一部改正〔昭和42年規則10号・47年48号・49年2号・平成20年38号・25年33号〕

第41条 次の表の左欄に掲げる漁業は、同表の中欄に掲げる海域において、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければこれを営んではならない。

漁業種類	海域	期間
小型機船底びき網漁業手操第2種漁業のうちいかなごぱっち網漁業	(1) 神戸市須磨区妙法寺川河口右岸から174度の線、淡路市仮屋港南防波堤灯台中心点から大阪府泉大津市泉大津沖埋立処分場2号灯中心点を見通した線、神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線及びその延長線並びに神戸市の海岸線によって囲まれた海域（最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。）	2月5日から7月15日まで



(2) 明石市古波止から197度の線、淡路市江崎灯台中心点と香川県小豆郡小豆島町大角鼻突端とを結んだ直線、同市江井港西防波堤灯台中心点と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線及びその延長線並びに同市飾磨区から明石市古波止に至る間の海岸線によって囲まれた海域（最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。）	3月1日から7月15日まで
(3) 淡路市野島川河口右岸と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線、神戸市横尾山頂上と淡路市江崎灯台中心点とを結んだ直線の延長線、同市尾崎と同市郡家との最大高潮時海岸線における境界点と上島灯台中心点とを結んだ直線及び同市の海岸線によって囲まれた海域（最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。）	2月5日から7月15日まで 及び 11月25日から12月4日まで
(4) 北緯34度33分56秒東経135度1分5秒の点（淡路市赤崎）から123度の線、同市津田の鼻突端から123度（マイルポスト見通線）の線の間において最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線によって囲まれた海域（最大高潮時海岸線から500メートルの距離の線以内の海域を除く。）	2月5日から7月15日まで

一部改正〔昭和49年規則2号・平成20年38号〕

（電気設備の制限）

第42条 次の表の左欄に掲げる漁業に使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、1統につき、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる範囲内でなければならない。ただし、瀬戸内海においてする漁業（機船船びき網漁業、船びき網漁業、地びき網漁業、ほこつき漁業及び八田網漁業を除く。）については、この限りでない。

漁業種類	火船の隻数	電気設備	
		火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
小型まき網漁業及び中型まき網漁業	3隻以下	発電機（蓄電池を含む。） 10キロワット以下 集魚灯に使用する電球 10,000ワット以下	27,500ワット以下
棒受網漁業	1隻	発電機（蓄電池を含む。） 7キロワット以下 集魚灯に使用する電球 7,000ワット以下	7,000ワット以下
敷網漁業（瀬戸内海においてする八田網漁業を除く。）	2隻以下	集魚灯に使用する電球 5,000ワット以下	10,000ワット以下
小型いかつり漁業その他のいかを釣る漁業（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）別表第2いか釣り漁業の項第1号ロに掲げる海域におけるものに限る。）	1隻	集魚灯に使用する電球 60,000ワット以下	60,000ワット以下
瀬戸内海以外においてする機船船びき網漁業、船びき網漁業及び地びき網漁業	2隻以下	発電機（蓄電池を含む。） 0.5キロワット以下 集魚灯に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下
瀬戸内海においてする機船船びき網漁業、船びき網漁業及び地びき網漁業	2隻以下	集魚灯に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下
瀬戸内海においてするほこつき漁業	1隻	集魚灯に使用する電球 500ワット以下	500ワット以下
瀬戸内海においてする八田網漁業	2隻以下	集魚灯に使用する電球 300ワット以下	600ワット以下

一部改正〔昭和47年規則48号・51年4号・平成3年55号・15年4号〕

（岩礁破碎及び土砂採取等の禁止）

第43条 次に掲げる区域内においては、岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取してはならない。ただし、港湾法（昭和25年法律第218号）、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）、河川法（昭和39年法律第167号）及び海岸法（昭和31年法律第101号）に規定する港湾、漁港、河川及び海岸保全区域においては、この限りでない。

(1) 次に掲げるア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（共同漁業権の漁場の区域を除く。）

ア 神戸市須磨区妙法寺川河口右岸

- イ ア点から174度の線と淡路市仮屋港南防波堤灯台中心点から大阪府泉大津市泉大津沖埋立処分場2号灯中心点を見通した線との交点
- ウ 神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線と淡路市仮屋港南防波堤灯台中心点から大阪府泉大津市泉大津沖埋立処分場2号灯中心点を見通した線との交点
- エ 神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線の延長線と神戸市の海岸線との交点
- (2) 次に掲げるア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、タ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域
- ア 高砂市東播磨港高砂西防波堤灯台中心点とイ点を結んだ線上、高砂港燈台から1,600メートルの点
- イ 姫路市上島灯台中心点
- ウ イ点と南あわじ市雁子岬突端を結んだ線と淡路市明神鼻突端と姫路市太島頂上を結んだ線との交点
- エ 淡路市明神鼻突端と姫路市太島頂上を結んだ線上、明神鼻突端から1,900メートルの点
- オ 南あわじ市丸山崎突端から309度3,000メートルの点
- カ 南あわじ市門崎突端
- キ 南あわじ市潮崎突端から174度2,000メートルの点
- ク キ点と和歌山市田倉崎突端を結んだ線と南あわじ市沼島北端とケ点を結んだ線との交点
- ケ 洲本市高崎灯台中心点と和歌山市友ヶ島灯台中心点を結んだ線上、高崎灯台中心点から2,000メートルの点
- コ ケ点と淡路市碁石山頂上を結んだ線と神戸市鉄拐山頂上と洲本市洲本港北防波堤灯台中心点を結んだ線との交点
- サ 神戸市鉄拐山頂上と洲本市洲本港北防波堤灯台中心点を結んだ線と淡路市岩屋港北防波堤西灯台中心点から84度の線との交点
- シ 明石市明石川尻右岸護岸角から184度500メートルの点
- ス 明石市明石川尻右岸護岸角から184度1,200メートルの点
- セ 明石市二見港東防波堤基部から196度4,000メートルの点
- ソ 加古川市神戸製鋼所加古川製鉄所埋立地護岸南西角から東へ500メートルの点
- タ ソ点から204度2,430メートルの点

一部改正〔昭和49年規則2号・51年4号・平成14年12号・20年38号〕

(漁船の総トン数及び馬力数の制限)

第44条 次の表の左欄に掲げる漁業には、それぞれ同表の中欄に掲げる海域においては、それぞれ同表の右欄に掲げる総トン数又は馬力数を超える漁船を使用してはならない。

漁業種類	海域	総トン数及び馬力数	
		総トン数	馬力数
中型まき網漁業	瀬戸内海における海域	25トン	350キロワット
瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業	瀬戸内海のうち徳島県鳴門市大磯崎突端と南あわじ市沼島北端を結んだ直線及びその延長線以北の海域		110キロワット

一部改正〔昭和42年規則10号・44年31号・45年46号・47年48号・63年6号・平成14年12号・20年38号〕

(遊漁者等の漁具又は漁法の制限)

第45条 漁業者が漁業を営むためにする場合若しくは漁業従事者が漁業者のために従事してする場合又は試験研究のために水産動植物を採捕する場合を除き、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) さお釣り及び手釣り
  - (2) たも網及びさ手網
  - (3) 投網
  - (4) 熊手（幅20センチメートル以下で、網が付いていないものに限る。）及び移植ごて（最長の部分が40センチメートル以下のものに限る。）
  - (5) 徒手採捕
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合においては、それぞれ当該各号に定める方法によつてはならない。
- (1) 前項第1号に掲げる漁法 船上におけるまき餌釣りの方法
  - (2) 前項第2号に掲げる漁具 火光又は動力船（漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第1項の規定により登録を受けた動力漁船を除く。）を使用する方法
  - (3) 前項第3号又は第4号に掲げる漁具 火光又は船舶を使用する方法

一部改正〔平成14年規則12号・28年32号〕

(試験研究等の適用除外)

第46条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行なう当該試験研究等については、適用しない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、様式第9号による申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の許可をしたときは、様式第10号による許可証を交付する。
- 4 知事は、第1項の許可をするに当たり、制限又は条件を付することがある。
- 5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。
- 6 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該許可に係る試験研究等を行なってはならない。
- 7 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項を変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
- 8 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第3項中「交付する」とあるのは、「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。
- 9 第11条の規定は、第1項又は第7項の規定により許可を受けた者について準用する。

(許可船舶に対する停泊命令及び検査)

第47条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者に対して、停泊港及び停泊期間を指定して、当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の停泊を命ずることがある。漁業法第134条第1項の規定による検査を行わせるときも、同様とする。

- 2 知事は、前項前段の規定による処分をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。
- 3 第1項前段の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- 4 第1項前段の規定による停泊期間は、40日を超えないものとする。
- 5 第1項後段の規定による停泊期間は、10日を超えないものとする。

一部改正〔平成6年規則64号・20年38号〕

(船長等の乗組み禁止命令)

第48条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、当該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することがある。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

一部改正〔平成6年規則64号・20年38号〕

(無許可船に対する停泊命令)

第49条 知事は、合理的に判断して漁業者が漁業の許可を受けないで、当該漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して、当該船舶の停泊を命ずることがある。

- 2 前項の規定による停泊期間は、40日を超えないものとする。
- 3 第47条第2項及び第3項の規定は、第1項の場合に準用する。

一部改正〔平成6年規則64号・20年38号〕

(無許可船に対する漁具又は漁ろう装置の陸揚げ命令等)

第50条 知事は、漁業取締り上必要があると認めるときは、漁業の許可を受けないで当該漁業に使用し、若しくは使用のおそれがあると認める船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行なう者若しくは操業を指揮する者に対して、期間を指定し、もっぱら当該漁業の用に供されるものと認める漁具又は漁ろう装置その他の設備の陸揚げを命じ、又は自らこれらの設備の封印をすることがある。

(停船命令)

第51条 漁業監督吏員は、漁業法第74条第3項の規定による検査又は質問をする必要があるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、停船を命ずることがある。

- 2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

- (1) 様式第11号による信号旗Lを掲げる。
- (2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号(短音1回、長音1回、短音2回)を約7秒の間隔を置いて連続して行う。
- (3) 投光器によりLの信号(短光1回、長光1回、短光2回)を約7秒の間隔を置いて連続して行う。

- 3 前項において、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「長音」又は「長光」とは、約3秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

一部改正〔平成20年規則38号〕

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第52条 漁業法第72条の規定により漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なくその命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第53条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき、又

は当該標識を亡失し、若しくは損傷したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(定置漁業等の漁具の標識)

第54条 定置漁業その他知事が必要があると認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては様式第12号による漁具の標識を当該漁具の見易い場所に水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、告示する。

第55条 削除〔昭和54年規則89号〕

#### 第4章 罰則

第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、6箇月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第15条、第34条第1項、第34条の2から第42条まで、第43条、第44条又は第46条第6項の規定に違反した者

(2) 第14条、第32条第1項又は第46条第4項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により付された制限又は条件に違反した者

(3) 第32条第1項の規定による操業の停止の命令に違反した者

(4) 第34条第2項、第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項又は第50条の規定による命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

一部改正〔昭和42年規則10号・58年49号・平成20年38号〕

第57条 第11条第1項(第46条第9項において準用する場合を含む。)、第13条又は第45条の規定に違反した者は、科料に処する。

第58条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して、第56条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(兵庫県漁業調整規則及び兵庫県小型機船底びき網漁業調整規則の廃止)

2 兵庫県漁業調整規則(昭和36年兵庫県規則第5号)及び兵庫県小型機船底びき網漁業調整規則(昭和36年兵庫県規則第94号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 旧規則に基づいてした許可その他知事の処分又は申請、届出その他の手続であつて、この規則施行の際現に効力を有するものは、この規則に基づいてすることができるものに限り、この規則に基づいてしたものとみなす。

4 前項の規定によりこの規則によりしたものとみなされる許可の有効期間は、従前の残存期間とする。ただし、中型まき網漁業及び瀬戸内海機船船びき網漁業については、その残存期間の最も長い許可の有効期間の満了日以後において知事が別に定める日に満了するものとする。

5 この規則の施行前に旧規則により交付した許可証は、この規則により交付したものとみなす。

6 前項の規定によりこの規則による許可証とみなされる許可証の交付を受けている者は、漁業の名称及び許可の有効期間に関しては、この規則の規定にかかわらず、許可証の書換え交付を申請することを要しない。

7 この規則の施行の際現に旧規則による許可を受けている船舶についての許可番号の表示は、昭和41年9月30日までは、なお従前の例による。

8 この規則の施行前20日以内に漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は解散し、その相続人又は合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人が当該漁業の許可又は起業の認可を受けていない場合には、この規則の施行日をもつてその者の死亡し、又は解散した日とみなす。

9 この規則の施行前にした行為に対する処分又は罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和42年3月17日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年4月1日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年7月15日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年5月8日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年6月1日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年1月8日規則第2号）

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年1月13日規則第4号）

（施行日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の兵庫県漁業調整規則第7条の規定による同条第3号に掲げる漁業の許可を受けている者は、改正後の兵庫県漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）第7条の規定による許可を受けた者とみなす。この場合において、当該漁業の許可の有効期間は、従前の許可に係る有効期間の残存期間とする。

3 この規則の施行の際現に30キロワットを超える発電気（蓄電池を含む。）を設備している火船による一本釣漁業（最大高潮時海岸線から50,000メートル以内の海域における一本釣漁業に限る。）については、この規則の施行の日から昭和53年3月31日までの間は、改正後の規則第42条の表一本釣漁業（最大高潮時海岸線から50,000メートル以内の海域における一本釣漁業に限る。）の項中発電機（蓄電池を含む。）に係る部分は、適用しない。

附 則（昭和52年3月25日規則第20号）

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年7月27日規則第89号）

この規則は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則（昭和58年6月11日規則第49号）

この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則（昭和59年9月28日規則第75号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月24日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第7条ただし書の改正規定は、昭和63年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成3年12月3日規則第55号）

（施行期日）

1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の兵庫県漁業調整規則第7条の許可を受けている者は、改正後の兵庫県漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）第7条の許可を受けた者とみなす。この場合において、当該許可の有効期間は、従前の許可に係る有効期間の残存期間とする。

3 この規則の施行の際現に総トン数5トン以上10トン未満の船舶を使用して小型いかつり漁業を営んでいる者は、この規則の施行の日から1月間は、改正後の規則第7条の許可を受けないで、当該漁業を営むことができる。

4 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成6年9月30日規則第64号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第76号）

（施行規則）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（兵庫県漁業調整規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この規則の施行前に改正前の兵庫県漁業調整規則第11条第2項の規定により市町村の長が証明した許可証の写しは、改正後の兵庫県漁業調整規則第11条第2項の規定により知事が証明した許可証の写しとみなす。

附 則（平成13年3月30日規則第70号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月28日規則第95号）

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第12号）

（施行規則）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる漁船の推進機関の馬力数については、改正後の兵庫県漁業調整規則第

44条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行前にした行為及びこの規則の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成15年2月18日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第38号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第34条の3、第39条から第41条まで、第43条、第44条及び様式第11号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の兵庫県漁業調整規則（以下「改正前の規則」という。）第7条の許可を受けている者は、改正後の兵庫県漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）第7条の許可を受けた者とみなす。この場合において、改正後の規則第7条の規定により漁業ごと及び船舶ごとに許可を要する漁業を営む者にあつては改正前の規則第10条の規定により交付された許可証（以下「旧許可証」という。）に記載された漁業及び船舶につき、改正後の規則第7条の規定により漁業ごとに許可を要する漁業を営む者にあつては旧許可証に記載された漁業（当該漁業が小型定置漁業である場合にあつては、小型定置網漁業）につきそれぞれ同条の許可を受けたものとみなす。

- 3 前項の規定により改正後の規則第7条の規定によりしたものとみなされる許可の有効期間は、改正後の規則第9条第1項本文の規定にかかわらず、従前の許可に係る有効期間の残存期間とする。

- 4 この規則の施行前に改正前の規則第8条第1項の規定により提出された許可の申請書は、改正後の規則第8条第1項の規定により提出された許可の申請書とみなす。

- 5 この規則の施行前に改正前の規則第47条第1項、第48条第1項又は第49条第1項の規定により知事がした命令は、それぞれ改正後の規則第47条第1項、第48条第1項又は第49条第1項の規定により知事がした命令とみなす。

- 6 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成25年8月5日規則第33号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成28年4月28日規則第32号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。